

仕 様 書

1. 件 名

令和5年度千葉市生実地区埋蔵文化財確認調査支援業務委託

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで

3. 履行場所

千葉市中央区生実町 2735 番地外（笹目沢遺跡）

※別紙_案内図のとおり。

4. 業務の目的

別添図の調査対象範囲 10,000 m²のうち、遺構・遺物等の有無の確認及び地中の状態や層序を確認し、本調査の実施等保存措置の必要性を判断する材料として、遺物の有無、遺構の位置及び性格などの情報を得ることを目的とする。

5. 業務内容等

別紙_特記仕様書のとおり。

6. 提出書類

受注者は契約締結後、以下の書類を提出すること。

- ① 誓約書
- ② 調査員兼現場管理者選任届
- ③ 実施計画書（下記内容を含むこと）
 - (ア) 調査工程表
 - (イ) 有資格者一覧表及び資格証等の控え
 - (ウ) 作業実施にあたっての留意点
 - (エ) 現場組織表
 - (オ) 緊急連絡体制表

7. 使用機材等について

本業務に必要な機材や資材については受注者が準備するものとする。

8. 支払方法

完了払い

9. 受注者の責務

- (1) 受注者は受注者の責務において、近隣住民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故

防止に関する必要な措置を講ずること。

- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 受注者は、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 契約の履行に際し、受注者の責めに帰すべき事由によって、市教育委員会または第三者に損害を与えまたは権利の侵害を引き起こした場合は、損害賠償その他について、受注者の責任において処理するものとする。

10. その他

- (1) 本業務は、委託者・受注者の協議に基づき定めた基本的な方針に従い、実施する。
- (2) 成果物を他業務において複製または引用するために必要とする権利はすべて市に帰属するものとする。履行に当たり生じた著作物のデジタル情報、図版、写真及びポジフィルム等については、千葉市教育委員会に譲渡するものとし、千葉市教育委員会が請求したときは指定する方法で引き渡さなければならない。
- (3) 本仕様書及び特記仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者の協議により双方同意の上で実施するものとする。
- (4) その他、調査の進捗状況により、不明な点等が生じた場合、双方で協議の上実施する。
- (5) 対象地内に設置された測量基準点を損壊した際は、受注者の責任において原位置に復元すること。
- (6) 受注者は、仕様書記載の履行条件、既存構造物等の条件等を十分考慮し、使用機材の選定および安全対策をおこなうこと。作業上の安全管理は、受注者の責任において実施するものとする。
- (7) 受注者は、仕様書記載の履行条件の他、業務を適正に履行するために必要な人員の人数・機材等を受注者の責任において準備するものとし、委託者は成果品の検査をもって本業務が適正に履行されたことを判断する。
- (8) 別紙「積算数量内訳表」を見積の参考とすること。